

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 } 16	……略……	…略…	……略……	1 } 16	……略……	…略…	……略……
17	建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（建築物を建築する場合（17の2の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の	建築物の建築に関する確認申請手数料	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）	17	建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（建築物を建築する場合（17の2の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の	建築物の建築に関する確認申請手数料	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）

	申請に対する審査	<p>をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに 18 の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、21 又は 22 の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>ア 30 平方メートル以内のもの 1 件につき 5,600 円</p> <p>イ 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの 1 件につき 9,400 円</p> <p>ウ 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの 1 件につき 14,000 円</p> <p>エ 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 1 件につき</p>		申請に対する審査	<p>をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに 18 の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、21 又は 22 の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>ア 30 平方メートル以内のもの 1 件につき 5,000 円</p> <p>イ 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの 1 件につき 9,000 円</p> <p>ウ 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの 1 件につき 14,000 円</p> <p>エ 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 1 件につき</p>
--	----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>19,000 円</p> <p>オ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メ ートル以内のもの 1 件 につき</p> <p><u>35,000 円</u></p> <p>カ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>49,000 円</u></p> <p>キ 2,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>146,000 円</u></p> <p>ク 10,000 平方メートル を超え、50,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>249,000 円</u></p> <p>ケ 50,000 平方メートル を超えるもの 1 件に つき</p> <p><u>474,000 円</u></p>				<p>19,000 円</p> <p>オ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メ ートル以内のもの 1 件 につき</p> <p><u>34,000 円</u></p> <p>カ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>48,000 円</u></p> <p>キ 2,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>140,000 円</u></p> <p>ク 10,000 平方メートル を超え、50,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>240,000 円</u></p> <p>ケ 50,000 平方メートル を超えるもの 1 件に つき</p> <p><u>460,000 円</u></p>
17 の	建築基準法第 6	確認を受	計画の変更に係る部分の床面	17 の	建築基準法第 6	確認を受	計画の変更に係る部分の床面

2	<p>条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>けた建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する確認申請手数料</p>	<p>積に100分の50を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	2	<p>条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>けた建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する確認申請手数料</p>	<p>積に100分の50を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>
17の3	<p>建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に</p>	<p>建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若しくは大規</p>	<p>移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、</p>	17の3	<p>建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に</p>	<p>建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若しくは大規</p>	<p>移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、</p>

	<p>関する確認（建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（17の4の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>模な模様替又は用途の変更をする建築物の建築に関する確認申請手数料</p>	<p>特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額</p>		<p>関する確認（建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（17の4の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>模な模様替又は用途の変更をする建築物の建築に関する確認申請手数料</p>	<p>特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額</p>
17の4	<p>建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内にお</p>	<p>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若しくは大規模な</p>	<p>計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87</p>		<p>建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内にお</p>	<p>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若しくは大規模な</p>	<p>計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87</p>

	いて移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に係るものに限る。)の申請に対する審査	模様替又は用途の変更をする建築物の建築に関する確認申請手数料	条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額)		いて移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に係るものに限る。)の申請に対する審査	模様替又は用途の変更をする建築物の建築に関する確認申請手数料	条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額)
18 } 20	……略……	…略…	……略……	18 } 20	……略……	…略…	……略……
21	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認(建築設備を設置する場合	建築設備の設置に関する確認申請手数料	ア 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1基につき 9,600円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 4,300円 ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 9,600円	21	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機(同法第87条の2に規定するものに限る。)又は同法第87条の2において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認(建築設備を設置する場合	建築設備の設置に関する確認申請手数料	ア 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1基につき 9,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 4,000円 ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 9,000円

	(22 の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の申請に対する審査				(22 の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の申請に対する審査		
22	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。)の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料	ア 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1基につき 5,400円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 3,300円 ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 5,400円	22	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機(同法第87条の2に規定するものに限る。)又は同法第87条の2において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。)の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料	ア 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1基につき 5,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 3,000円 ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 5,000円



23	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（24の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	1基につき <u>8,500円</u>	23	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（24の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	1基につき <u>8,000円</u>
24	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るもの	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	1基につき <u>4,300円</u>	24	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	1基につき <u>4,000円</u>

	に限る。)の申請に対する審査				に限る。)の申請に対する審査		
25	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査(建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)(29の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の申請に対する審査	建築物の建築に関する完了検査申請手数料	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額) ア 30平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円 イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 12,000円 ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円 エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件に	25	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査(建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)(29の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の申請に対する審査	建築物の建築に関する完了検査申請手数料	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額) ア 30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円 イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 12,000円 ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円 エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件に

			つき <u>23,000 円</u>				つき <u>22,000 円</u>
			オ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの 1 件 につき				オ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの 1 件 につき
			<u>37,000 円</u>				<u>36,000 円</u>
			カ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき				カ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき
			<u>52,000 円</u>				<u>50,000 円</u>
			キ 2,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき				キ 2,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき
			<u>124,000 円</u>				<u>120,000 円</u>
			ク 10,000 平方メートル を超え、50,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき				ク 10,000 平方メートル を超え、50,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき
			<u>199,000 円</u>				<u>190,000 円</u>
			ケ 50,000 平方メートル を超えるもの 1 件に つき				ケ 50,000 平方メートル を超えるもの 1 件に つき
			<u>396,000 円</u>				<u>380,000 円</u>

26	<p>建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（30の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>建築物の同一敷地内における移転又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替をした建築物の建築に関する完了検査申請手数料</p>	<p>移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、25の項に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	26	<p>建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（30の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>建築物の同一敷地内における移転又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替をした建築物の建築に関する完了検査申請手数料</p>	<p>移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、25の項に掲げる額（申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>
27	<p>建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規</p>	<p>建築設備の設置に関する完了検査申請手数料</p>	<p>ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき 13,000円            イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,600円            ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 13,000円</p>	27	<p>建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第7条第4項の規</p>	<p>建築設備の設置に関する完了検査申請手数料</p>	<p>ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき 13,000円            イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,000円            ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 13,000円</p>

	定に基づく建築設備に関する完了検査（31の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査				定に基づく建築設備に関する完了検査（31の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査		
28	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	1基につき  9,600円	28	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	1基につき  9,000円
29	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）（同法第	中間検査を受けた建築物の築造に関する完了検査申請手数料	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額） ア 30平方メートル以内のもの 1件につき 9,900円	29	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）（同法第	中間検査を受けた建築物の築造に関する完了検査申請手数料	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額） ア 30平方メートル以内のもの 1件につき 9,000円

	<p>7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。30及び31の項において同じ。)の申請に対する審査</p>		<p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 21,000円</p> <p>オ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1件につき 49,000円</p> <p>キ 2,000平方メートル</p>		<p>7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。30及び31の項において同じ。)の申請に対する審査</p>		<p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 21,000円</p> <p>オ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1件につき 35,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1件につき 47,000円</p> <p>キ 2,000平方メートル</p>
--	----------------------------------------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>を越え、10,000 平方メートル以内のもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>115,000 円</u></p> <p>ク 10,000 平方メートルを越え、50,000 平方メートル以内のもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>186,000 円</u></p> <p>ケ 50,000 平方メートルを超えるもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>383,000 円</u></p>				<p>を越え、10,000 平方メートル以内のもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>110,000 円</u></p> <p>ク 10,000 平方メートルを越え、50,000 平方メートル以内のもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>180,000 円</u></p> <p>ケ 50,000 平方メートルを超えるもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>370,000 円</u></p>
30	<p>建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の申請に対する審</p>	<p>中間検査を受けた建築物の同一敷地内における移転又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替に関する完了検査申請</p>	<p>移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、29の項に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	30	<p>建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の申請に対する審</p>	<p>中間検査を受けた建築物の同一敷地内における移転又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替に関する完了検査申請</p>	<p>移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、29の項に掲げる額（申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>

	査	手数料			査	手数料	
31	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,400円	31	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき 12,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,000円
32	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、昇降機1基については、33の項に掲げる額の手数料を加えた額） ア 30平方メートル以内のもの 1件につき 9,900円 イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円	32	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、昇降機1基については、33の項に掲げる額の手数料を加えた額） ア 30平方メートル以内のもの 1件につき 9,000円 イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円



			<p>ウ 100 平方メートルを 超え、200 平方メー トル以内のもの 1 件に つき</p> <p>15,000 円</p> <p>エ 200 平方メートルを 超え、500 平方メー トル以内のもの 1 件に つき</p> <p><u>21,000 円</u></p> <p>オ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの 1 件 につき</p> <p><u>34,000 円</u></p> <p>カ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>46,000 円</u></p> <p>キ 2,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>104,000 円</u></p> <p>ク 10,000 平方メートル</p>				<p>ウ 100 平方メートルを 超え、200 平方メー トル以内のもの 1 件に つき</p> <p>15,000 円</p> <p>エ 200 平方メートルを 超え、500 平方メー トル以内のもの 1 件に つき</p> <p><u>20,000 円</u></p> <p>オ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの 1 件 につき</p> <p><u>33,000 円</u></p> <p>カ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>45,000 円</u></p> <p>キ 2,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき</p> <p><u>100,000 円</u></p> <p>ク 10,000 平方メートル</p>
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>を越え、50,000 平方メートル以内のもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>167,000 円</u></p> <p>ケ 50,000 平方メートルを越えるもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>341,000 円</u></p>				<p>を越え、50,000 平方メートル以内のもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>160,000 円</u></p> <p>ケ 50,000 平方メートルを越えるもの 1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>330,000 円</u></p>
33	<p>建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査</p>	<p>建築設備に関する中間検査申請手数料</p>	<p>ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1 基につき</p> <p style="text-align: right;">12,000 円</p> <p>イ 小荷物専用昇降機 1 基につき</p> <p style="text-align: right;"><u>8,300 円</u></p> <p>ウ ア及びイ以外の建築設備 1 件につき</p> <p style="text-align: right;">12,000 円</p>	33	<p>建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査</p>	<p>建築設備に関する中間検査申請手数料</p>	<p>ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1 基につき</p> <p style="text-align: right;">12,000 円</p> <p>イ 小荷物専用昇降機 1 基につき</p> <p style="text-align: right;"><u>8,000 円</u></p> <p>ウ ア及びイ以外の建築設備 1 件につき</p> <p style="text-align: right;">12,000 円</p>
34	<p>建築基準法第88条第1項において準用する</p>	<p>工作物に関する中間検査申</p>	<p>1 基につき</p> <p style="text-align: right;"><u>9,100 円</u></p>	34	<p>建築基準法第88条第1項において準用する</p>	<p>工作物に関する中間検査申</p>	<p>1 基につき</p> <p style="text-align: right;"><u>9,000 円</u></p>

	同法第7条の3 第4項の規定に 基づく工作物に 関する中間検査 の申請に対する 審査	請手数料			同法第7条の3 第4項の規定に 基づく工作物に 関する中間検査 の申請に対する 審査	請手数料	
35	建築基準法第7 条の6第1項第 1号又は第2号 (同法第87条 の4又は第88 条第1項若しく は第2項におい て準用する場合 を含む。)の規 定に基づく仮使 用の認定の申請 に対する審査	検査済証 の交付を 受ける前 における 建築物等 の仮使用 認定申請 手数料	1件につき  126,000円	35	建築基準法第7 条の6第1項第 1号又は第2号 (同法第87条 の2又は第88 条第1項若しく は第2項におい て準用する場合 を含む。)の規 定に基づく仮使 用の認定の申請 に対する審査	検査済証 の交付を 受ける前 における 建築物等 の仮使用 認定申請 手数料	1件につき  120,000円
35の 2	建築基準法第 18条第3項 (同法第87条 第1項において 準用する場合を 含む。)の規定 に基づく建築物 に関する計画	計画通知 手数料	建築に係る部分の床面積の合 計に応じ、次に掲げる額(通 知に係る計画に建築基準法第 18条第4項ただし書の規定に 基づき、特定建築基準適合判 定資格者である建築主事が、 特定建築基準適合審査をする 部分が含まれる場合において	35の 2	建築基準法第 18条第3項 (同法第87条 第1項において 準用する場合を 含む。)の規定 に基づく建築物 に関する計画	計画通知 手数料	建築に係る部分の床面積の合 計に応じ、次に掲げる額(通 知に係る計画に建築基準法第 18条第4項ただし書の規定に 基づき、特定建築基準適合判 定資格者である建築主事が、 特定建築基準適合審査をする 部分が含まれる場合において

	<p>(建築物を建築する場合(35の2の2の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査</p>		<p>は、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 1件につき 5,600円</p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 9,400円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 14,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円</p>		<p>(建築物を建築する場合(35の2の2の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査</p>		<p>は、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 1件につき 5,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 9,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 14,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円</p>
--	----------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>オ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの 1 件 につき <u>35,000 円</u></p> <p>カ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき <u>49,000 円</u></p> <p>キ 2,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき <u>146,000 円</u></p> <p>ク 10,000 平方メートル を超え、50,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき <u>249,000 円</u></p> <p>ケ 50,000 平方メートル を超えるもの 1 件に つき <u>474,000 円</u></p>				<p>オ 500 平方メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のもの 1 件 につき <u>34,000 円</u></p> <p>カ 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき <u>48,000 円</u></p> <p>キ 2,000 平方メートル を超え、10,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき <u>140,000 円</u></p> <p>ク 10,000 平方メートル を超え、50,000 平方メ ートル以内のもの 1 件につき <u>240,000 円</u></p> <p>ケ 50,000 平方メートル を超えるもの 1 件に つき <u>460,000 円</u></p>
35 の 2 の 2	建築基準法第 18 条第 3 項	適合する ことを認	計画の変更に係る部分の床面 積に 100 分の 50 を乗じて得た	35 の 2 の 2	建築基準法第 18 条第 3 項	適合する ことを認	計画の変更に係る部分の床面 積に 100 分の 50 を乗じて得た

	<p>(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画(適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。))に係るものに対する審査</p>	<p>められた建築物の計画の変更をする計画通知手数料</p>	<p>面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、35 の 2 の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第 18 条第 4 項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに 35 の 3 の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、35 の 4 又は 35 の 5 の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>		<p>(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画(適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。))に係るものに対する審査</p>	<p>められた建築物の計画の変更をする計画通知手数料</p>	<p>面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、35 の 2 の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第 18 条第 4 項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに 35 の 3 の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、35 の 4 又は 35 の 5 の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>
35 の 2 の 3	<p>建築基準法第 18 条第 3 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画</p>	<p>建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若しくは大規模な模様</p>	<p>移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に 100 分の 50 を乗じて得た面積の合計に応じ、35 の 2 の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第 18 条第 4 項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者</p>		<p>建築基準法第 18 条第 3 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画</p>	<p>建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若しくは大規模な模様</p>	<p>移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に 100 分の 50 を乗じて得た面積の合計に応じ、35 の 2 の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第 18 条第 4 項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者</p>

	（建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合（35の2の4の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	替又はその用途の変更をする計画通知手数料	である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額		（建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合（35の2の4の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	替又はその用途の変更をする計画通知手数料	である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額
35の2の4	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若し	適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若し	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数を加えた額、同法		建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物	適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物の同一敷地内における移転、大規模な修繕若し	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数を加えた額、同法

	を同一敷地内に おいて移転し、 その大規模の修 繕若しくは大規 模の模様替を し、又はその用 途を変更する場 合に係るものに 限る。)の通知 に対する審査	くは大規 模な模様 替又は用 途の変更 をする計 画通知手 数料	第87条の4に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合に おいては、当該昇降機1基に ついて、35の4又は35の5 の項に掲げる額の手数料を加 えた額)		を同一敷地内に おいて移転し、 その大規模の修 繕若しくは大規 模の模様替を し、又はその用 途を変更する場 合に係るものに 限る。)の通知 に対する審査	くは大規 模な模様 替又は用 途の変更 をする計 画通知手 数料	第87条の2に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合に おいては、当該昇降機1基に ついて、35の4又は35の5 の項に掲げる額の手数料を加 えた額)
35の 3	……略……	…略…	……略……	35の 3	……略……	…略…	……略……
35の 4	建築基準法第 18条第3項の 規定に基づく昇 降機（同法第 87条の4に規 定するものに 限る。）又は同法 第87条の4に おいて準用する 同法第18条第 3項の規定に基 づく建築設備に 関する計画（建 築設備を設置す	建築設備 の設置に 関する計 画通知手 数料	ア 昇降機（小荷物専用 昇降機を除く。） 1 基につき <u>9,600円</u> イ 小荷物専用昇降機 1基につき <u>4,300円</u> ウ ア及びイ以外の建築 設備 1件につき <u>9,600円</u>	35の 4	建築基準法第 18条第3項の 規定に基づく昇 降機（同法第 87条の2に規 定するものに 限る。）又は同法 第87条の2に おいて準用する 同法第18条第 3項の規定に基 づく建築設備に 関する計画（建 築設備を設置す	建築設備 の設置に 関する計 画通知手 数料	ア 昇降機（小荷物専用 昇降機を除く。） 1 基につき <u>9,000円</u> イ 小荷物専用昇降機 1基につき <u>4,000円</u> ウ ア及びイ以外の建築 設備 1件につき <u>9,000円</u>



	る場合（35の5の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査				る場合（35の5の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査		
35の5	建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の通知に	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき 5,400円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 3,300円 ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 5,400円	35の5	建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の通知に	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき 5,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 3,000円 ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 5,000円

	対する審査				対する審査		
35の6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（工作物を築造する場合（35の7の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1基につき <u>8,500円</u>		建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（工作物を築造する場合（35の7の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1基につき <u>8,000円</u>
35の7	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（適合することを認められた工作物の計画）	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画	1基につき <u>4,300円</u>		建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（適合することを認められた工作物の計画）	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画	1基につき <u>4,000円</u>

	の変更をして工 作物を築造する 場合に係るもの に限る。)の通 知に対する審査	通知手数 料			の変更をして工 作物を築造する 場合に係るもの に限る。)の通 知に対する審査	通知手数 料	
35の 8	建築基準法第 18条第17項の 規定に基づく建 築物に関する工 事完了(建築物 を建築した場合 (同一敷地内に おいて移転した 場合を除く。) (35の12の項 に掲げる場合を 除く。)に係る ものに限る。)の 通知に対する 審査	建築に関 する工事 完了通知 手数料	工事完了通知1件につき、建 築に係る部分の床面積の合計 に応じ、次に掲げる額(通知 に建築基準法第87条の4に規 定する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては、当該 昇降機1基について35の10 又は35の14の項に掲げる額 の手数料を加えた額) (ア) 30平方メートル以 内のもの 11,000円 (イ) 30平方メートルを 超え、100平方メー トル以内のもの 12,000円 (ウ) 100平方メートル を超え、200平方メ ートル以内のもの 16,000円 (エ) 200平方メートル	35の 8	建築基準法第 18条第17項の 規定に基づく建 築物に関する工 事完了(建築物 を建築した場合 (同一敷地内に おいて移転した 場合を除く。) (35の12の項 に掲げる場合を 除く。)に係る ものに限る。)の 通知に対する 審査	建築に関 する工事 完了通知 手数料	工事完了通知1件につき、建 築に係る部分の床面積の合計 に応じ、次に掲げる額(通知 に建築基準法第87条の2に規 定する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては、当該 昇降機1基について35の10 又は35の14の項に掲げる額 の手数料を加えた額) (ア) 30平方メートル以 内のもの 10,000円 (イ) 30平方メートルを 超え、100平方メー トル以内のもの 12,000円 (ウ) 100平方メートル を超え、200平方メ ートル以内のもの 16,000円 (エ) 200平方メートル

			<p>を超え、500 平方メートル以内のもの <u>23,000 円</u></p> <p>(オ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの <u>37,000 円</u></p> <p>(カ) 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの <u>52,000 円</u></p> <p>(キ) 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの <u>124,000 円</u></p> <p>(ク) 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの <u>199,000 円</u></p> <p>(ケ) 50,000 平方メートルを超えるもの <u>396,000 円</u></p>				<p>を超え、500 平方メートル以内のもの <u>22,000 円</u></p> <p>(オ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの <u>36,000 円</u></p> <p>(カ) 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの <u>50,000 円</u></p> <p>(キ) 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの <u>120,000 円</u></p> <p>(ク) 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの <u>190,000 円</u></p> <p>(ケ) 50,000 平方メートルを超えるもの <u>380,000 円</u></p>
35 の	建築基準法第	建築物の	工事完了通知 1 件につき、移	35 の	建築基準法第	建築物の	工事完了通知 1 件につき、移

9	18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（35の13の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	同一敷地内における移転又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料	転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の8の項に掲げる額（通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について35の10又は35の14の項に掲げる額の手数料を加えた額）	9	18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（35の13の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	同一敷地内における移転又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料	転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の8の項に掲げる額（通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について35の10又は35の14の項に掲げる額の手数料を加えた額）
35の10	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,600円 ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 13,000円	35の10	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,000円 ウ ア及びイ以外の建築設備 1件につき 13,000円

	17 項の規定に基づく建築設備に関する工事完了 (35 の 14 の項に掲げる場合を除く。) の通知に対する審査				17 項の規定に基づく建築設備に関する工事完了 (35 の 14 の項に掲げる場合を除く。) の通知に対する審査		
35 の 11	建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1 基につき <u>9,600 円</u>		建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1 基につき <u>9,000 円</u>
35 の 12	建築基準法第 18 条第 17 項の規定に基づく建築物に関する工事完了 (建築物を建築した場合 (同一敷地内において移転した場合を除く。)) に係るものに限	中間検査を受けた建築物の築造に関する工事完了通知手数料	工事完了通知 1 件につき、建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (通知に建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 35 の 10 又は 35 の 14 の項に掲げる額の手数料を加えた額) (ア) 30 平方メートル以		建築基準法第 18 条第 17 項の規定に基づく建築物に関する工事完了 (建築物を建築した場合 (同一敷地内において移転した場合を除く。)) に係るものに限	中間検査を受けた建築物の築造に関する工事完了通知手数料	工事完了通知 1 件につき、建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (通知に建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 35 の 10 又は 35 の 14 の項に掲げる額の手数料を加えた額) (ア) 30 平方メートル以

<p>る。)の通知 (当該通知が同 法第7条の3第 1項の特定工程 に係る建築物に ついてされるも のである場合に 限る。35の14 の項において同 じ。)に対する 審査</p>	<p>内のもの <u>9,900円</u> (イ) 30平方メートルを 超え、100平方メー トル以内のもの 11,000円 (ウ) 100平方メートル を超え、200平方メ ートル以内のもの 15,000円 (エ) 200平方メートル を超え、500平方メ ートル以内のもの 21,000円 (オ) 500平方メートル を超え、1,000平方 メートル以内のもの <u>36,000円</u> (カ) 1,000平方メー トルを超え、2,000平 方メートル以内のも の <u>49,000円</u> (キ) 2,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のも</p>	<p>る。)の通知 (当該通知が同 法第7条の3第 1項の特定工程 に係る建築物に ついてされるも のである場合に 限る。35の14 の項において同 じ。)に対する 審査</p>	<p>内のもの <u>9,000円</u> (イ) 30平方メートルを 超え、100平方メー トル以内のもの 11,000円 (ウ) 100平方メートル を超え、200平方メ ートル以内のもの 15,000円 (エ) 200平方メートル を超え、500平方メ ートル以内のもの 21,000円 (オ) 500平方メートル を超え、1,000平方 メートル以内のもの <u>35,000円</u> (カ) 1,000平方メー トルを超え、2,000平 方メートル以内のも の <u>47,000円</u> (キ) 2,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のも</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>の</p> <p style="text-align: right;"><u>115,000 円</u></p> <p>(ク) 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの</p> <p>の</p> <p style="text-align: right;"><u>186,000 円</u></p> <p>(ケ) 50,000 平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>383,000 円</u></p>				<p>の</p> <p style="text-align: right;"><u>110,000 円</u></p> <p>(ク) 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの</p> <p>の</p> <p style="text-align: right;"><u>180,000 円</u></p> <p>(ケ) 50,000 平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>370,000 円</u></p>
35 の 13	建築基準法第 18 条第 17 項の規定に基づく建築物に関する工事完了（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の同一敷地内における移転又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替に関する工事完了通知手数料	工事完了通知 1 件につき、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に 100 分の 50 を乗じて得た面積の合計に応じ、35 の 12 の項に掲げる額（通知に建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基については、当該昇降機 1 基について 35 の 10 又は 35 の 14 の項に掲げる額の手数料を加えた額）	35 の 13	建築基準法第 18 条第 17 項の規定に基づく建築物に関する工事完了（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の同一敷地内における移転又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替に関する工事完了通知手数料	工事完了通知 1 件につき、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に 100 分の 50 を乗じて得た面積の合計に応じ、35 の 12 の項に掲げる額（通知に建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基については、当該昇降機 1 基について 35 の 10 又は 35 の 14 の項に掲げる額の手数料を加えた額）
35 の 14	建築基準法第 18 条第 17 項の	中間検査を受けた	ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1	35 の 14	建築基準法第 18 条第 17 項の	中間検査を受けた	ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1



	規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	昇降機に関する工事完了通知手数料	基につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,400円		規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	昇降機に関する工事完了通知手数料	基につき 12,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,000円
35の15	建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	特定工程工事終了通知1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について35の16の項に掲げる額の手数料を加えた額） （ア）30平方メートル以内のもの 9,900円 （イ）30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円 （ウ）100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	35の15	建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	特定工程工事終了通知1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について35の16の項に掲げる額の手数料を加えた額） （ア）30平方メートル以内のもの 9,000円 （イ）30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円 （ウ）100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

			15,000 円				15,000 円
			(エ) 200 平方メートル を超え、500 平方メ ートル以内のもの				(エ) 200 平方メートル を超え、500 平方メ ートル以内のもの
			<u>21,000 円</u>				<u>20,000 円</u>
			(オ) 500 平方メートル を超え、1,000 平方 メートル以内のもの				(オ) 500 平方メートル を超え、1,000 平方 メートル以内のもの
			<u>34,000 円</u>				<u>33,000 円</u>
			(カ) 1,000 平方メート ルを超え、2,000 平 方メートル以内のも の				(カ) 1,000 平方メート ルを超え、2,000 平 方メートル以内のも の
			<u>46,000 円</u>				<u>45,000 円</u>
			(キ) 2,000 平方メート ルを超え、10,000 平 方メートル以内のも の				(キ) 2,000 平方メート ルを超え、10,000 平 方メートル以内のも の
			<u>104,000 円</u>				<u>100,000 円</u>
			(ク) 10,000 平方メート ルを超え、50,000 平 方メートル以内のも の				(ク) 10,000 平方メート ルを超え、50,000 平 方メートル以内のも の
			<u>167,000 円</u>				<u>160,000 円</u>
			(ケ) 50,000 平方メート ルを超えるもの				(ケ) 50,000 平方メート ルを超えるもの



18	18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号 (同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	<u>126,000 円</u>	18	18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号 (同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	<u>120,000 円</u>
35 の 19 及び 36	……略……	…略…	……略……	35 の 19 及び 36	……略……	…略…	……略……
36 の 2	建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の定めに基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1 件につき <u>36,000 円</u>	36 の 2	建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の定めに基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1 件につき <u>33,000 円</u>
37	建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の定めに基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1 件につき <u>36,000 円</u>	37	建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の定めに基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1 件につき <u>33,000 円</u>

38	建築基準法第44条第1項第3号の定めに基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき 28,000円	38	建築基準法第44条第1項第3号の定めに基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき 27,000円
39及び40	……略……	…略…	……略……	39及び40	……略……	…略…	……略……
41	……略……	…略…	……略……	41	……略……	…略…	……略……
41の2	建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の定めに基づく増築、改築又は移転の特例許可申請の申請に対する審査	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	1件につき 87,000円				
41の3	建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）	用途地域における建築の特例許可申請手数料	1件につき 92,000円				

	の定めに基づく 建築の特例許可 の申請に対する 審査						
42 5 45の 2	……略……	…略…	……略……		42 5 45の 2	……略……	…略… ……略……
46	建築基準法第 53条第4項又 は第5項の規定 に基づく建築物 の建蔽率に關す る特例の許可の 申請に対する審 査	建築物の 建蔽率の 特例許可 申請手数 料	1件につき  36,000円		46	建築基準法第 53条第4項の 規定に基づく建 築物の建蔽率に 關する特例の許 可の申請に対す る審査	建築物の 建蔽率の 特例許可 申請手数 料  1件につき  33,000円
47	建築基準法第 53条第6項第 3号の定めに基づ く建築物の建 蔽率に關する制 限の適用除外に 係る許可の申請 に対する審査	建築物の 建蔽率に 關する制 限の適用 除外に係 る許可申 請手数料	1件につき  36,000円		47	建築基準法第 53条第5項第 3号の定めに基づ く建築物の建 蔽率に關する制 限の適用除外に 係る許可の申請 に対する審査	建築物の 建蔽率に 關する制 限の適用 除外に係 る許可申 請手数料  1件につき  33,000円
48	……略……	…略…	……略……		48	……略……	…略… ……略……

49	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき <u>28,000円</u>	49	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき <u>27,000円</u>
50及び51	……略……	…略…	……略……	50及び51	……略……	…略…	……略……
52	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,000円</u>	52	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,000円</u>
53 { 55	……略……	…略…	……略……	53 { 55	……略……	…略…	……略……
56	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積	再開発等促進区等内の建築物の容積	1件につき <u>28,000円</u>	56	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積	再開発等促進区等内の建築物の容積	1件につき <u>27,000円</u>

	率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
57	……略……	…略…	……略……		57	……略……	…略…
57の2	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定手数料	1件につき <u>28,000円</u>		57の2	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定手数料 1件につき <u>27,000円</u>
58	建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施	1件につき <u>28,000円</u>		58	建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施 1件につき <u>27,000円</u>



	審査	設の整備 の状況に 応じたも のにとに 区分して 定める地 区計画等 の区域内 の建築物 の容積率 に関する 制限の適 用除外に 係る認定 申請手数 料			審査	設の整備 の状況に 応じたも のにとに 区分して 定める地 区計画等 の区域内 の建築物 の容積率 に関する 制限の適 用除外に 係る認定 申請手数 料	
58の 2	建築基準法第 68条の5の2 の規定に基づく 建築物の容積率 に関する特例の 認定の申請に対 する審査	防災街区 整備地区 計画の区 域内の建 築物の容 積率の特 例認定申 請手数料	1件につき  <u>28,000円</u>		58の 2	建築基準法第 68条の5の2 の規定に基づく 建築物の容積率 に関する特例の 認定の申請に対 する審査	1件につき  <u>27,000円</u>
59	……略……	…略…	……略……		59	……略……	……略……
60	建築基準法第 68条の5の5	区域の特 性に応じ	1件につき  <u>28,000円</u>		60	建築基準法第 68条の5の5	1件につき  <u>27,000円</u>

	第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	た高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	た高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
61	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の建蔽率の特例認定申請手数料	1件につき <u>28,000円</u>		61	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の建蔽率の特例認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u>

62	……略……	…略…	……略……	62	……略……	…略…	……略……
63	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき <u>108,000円</u>	63	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき <u>105,000円</u>
63の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	……略……	63の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく特別の必要がある仮設興行場等建築の許可の申請に対する審査	特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	……略……
64	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあつては <u>82,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>82,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>29,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	64	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
65	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一	既存建築物を前提として総	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつて	65	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一	既存建築物を前提として総	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつて

	の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	は <u>82,000 円</u> 、建築物の数が 2 以上である場合にあっては <u>82,000 円</u> に 1 を超える建築物の数の <u>29,000 円</u> を乗じて得た額を加算した額		の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	は <u>78,000 円</u> 、建築物の数が 2 以上である場合にあっては <u>78,000 円</u> に 1 を超える建築物の数の <u>28,000 円</u> を乗じて得た額を加算した額
65 の 2	建築基準法第 86 条第 3 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	建築物の数が 1 又は 2 である場合にあっては 238,000 円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 238,000 円に 2 を超える建築物の数の <u>29,000 円</u> を乗じて得た額を加算した額	65 の 2	建築基準法第 86 条第 3 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	建築物の数が 1 又は 2 である場合にあっては 238,000 円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 238,000 円に 2 を超える建築物の数の <u>28,000 円</u> を乗じて得た額を加算した額
65 の 3	建築基準法第 86 条第 4 項の	既存建築物を前提	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）	65 の 3	建築基準法第 86 条第 4 項の	既存建築物を前提	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）

	規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数の <u>29,000円</u> を乗じて得た額を加算した額		規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数の <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
66	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>82,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>82,000円</u> に1を超える建築物の数の <u>29,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	66	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に1を超える建築物の数の <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
66の2	建築基準法第86条の2第2	一敷地内認定建築	建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除	66の2	建築基準法第86条の2第2	一敷地内認定建築	建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除

	項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額		項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
67	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し申請手数料	6,900円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額	67	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
68	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、	1件につき <u>28,000円</u>	68	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、	1件につき <u>27,000円</u>

	制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
68の2	建築基準法施行令第137条の16第2号の定めに基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき <u>28,000円</u>		建築基準法施行令第137条の16第2号の定めに基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき <u>27,000円</u>
69	建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工	1件につき <u>28,000円</u>		建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工	1件につき <u>27,000円</u>

	事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	体計画に関する認定申請手数料			定の申請に対する審査	体計画に関する認定申請手数料	
70	建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,000円</u>		70 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に関する認定申請手数料	1件につき <u>27,000円</u>
70の2	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等と	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用	1件につき <u>108,000円</u>				



	して使用する場 合の制限の緩和 に係る許可の申 請に対する審査	する場合 の制限の 緩和に係 る許可申 請手数料					
70の 3	建築基準法第 87条の3第6 項の規定に基づ く建築物の用途 を変更して一時 的に特別興行場 等として使用す る場合の制限の 緩和に係る許可 の申請に対する 審査	建築物の 用途を変 更して一 時的に特 別興行場 等として 使用する 場合の制 限の緩和 に係る許 可申請手 数料	1件につき  195,000円				
71	長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律第6条 第1項の規定に 基づく長期優良 住宅建築等計画 の認定の申請に 対する審査	長期優良 住宅建築 等計画認 定申請手 数料	次の(1)及び(2)に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に 掲げる額（当該申請に係る住 宅が一戸建ての住宅（人の居 住の用以外の用途に供する部 分を有しないものに限る。以 下この表において同じ。）の 場合において、一戸建ての住 宅を新築しようとするとき	71	長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律第6条 第1項の規定に 基づく長期優良 住宅建築等計画 の認定の申請に 対する審査	長期優良 住宅建築 等計画認 定申請手 数料	次の(1)及び(2)に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に 掲げる額（当該申請に係る住 宅が一戸建ての住宅（人の居 住の用以外の用途に供する部 分を有しないものに限る。以 下この表において同じ。）の 場合において、一戸建ての住 宅を新築しようとするとき

は、(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

は、(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

		<p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア …略…</p> <p>イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる限界耐力計算以</p>		<p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア …略…</p> <p>イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）</u>第81条第2項第1</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合</p> <p>(ア)～(ケ) …略…</p> <p>ウ …略…</p> <p>(2) …略…</p>				<p>号口に掲げる限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合</p> <p>(ア)～(ケ) …略…</p> <p>ウ …略…</p> <p>(2) …略…</p>
72	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に100分の50を乗じて得た面積</p> <p>(床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、71の項(1)のアの(ア)から(ケ)まで、イの(ア)から(ケ)まで又はウの(ア)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を</p>	72	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に100分の50を乗じて得た面積</p> <p>(床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、71の項(1)のアの(ア)から(ケ)まで、イの(ア)から(ケ)まで又はウの(ア)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を</p>

受けたものである場合においては、71の項(2)のアの(ア)から(カ)まで又はイの(イ)から(ク)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(100円未

受けたものである場合においては、71の項(2)のアの(ア)から(カ)まで又はイの(イ)から(ク)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(100円未

			満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
73	……略……	…略…	……略……
75			

別表第2 (第2条・第3条関係)

事務	名称及び額		
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料		
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該申出に係る建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)		
	……略……	……略……	……略……
2 都市の低炭素化の促進に関する	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料		
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲		

			満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
73	……略……	…略…	……略……
75			

別表第2 (第2条・第3条関係)

事務	名称及び額		
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料		
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該申出に係る建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1第18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)		
	……略……	……略……	……略……
2 都市の低炭素化の促進に関する	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料		
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲		

法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該申出に係る建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）
	……略……

法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該申出に係る建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）
	……略……

備考 ……略……

備考 ……略……

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名称及び額
……略……	……略……
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名称及び額
……略……	……略……
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に

費性能向上 計画の認定 の申請に対 する審査	掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)	……略……	……略……	……略……
4 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関する 法律第31 条第1項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の変更 の認定の申 請に対する 審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料  建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)	……略……	……略……	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

備考

……略……

附 則

費性能向上 計画の認定 の申請に対 する審査	掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)	……略……	……略……	……略……
4 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関する 法律第31 条第1項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の変更 の認定の申 請に対する 審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料  建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)	……略……	……略……	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

備考

……略……



この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表中「第87条の2」を「第87条の4」に改める部分、41の項の次に2項を加える部分、46の項中「第53条第4項」を「第53条第4項又は第5項」に改める部分、47の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改める部分、69の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加える部分、70の項中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同項の次に2項を加える部分に限る。）、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。